

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、出資団体の監査を実施しましたので、同条第9項の規定に基づき、その結果を公表します。

令和5年2月24日

刈谷市監査委員 加藤清美

刈谷市監査委員 外山鉦一

## 出資団体監査の結果

### 第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項規定に基づき、刈谷市監査基準に準拠して実施する監査

### 第2 監査の概要

#### 1 監査の対象及び期間

刈谷知立みらい電力株式会社

令和5年2月3日（金）～令和5年2月7日（火）

#### 2 監査の対象事項及び範囲

令和4年11月25日～令和4年12月31日までの経理状況

#### 3 監査の着眼点

出資に係る出納その他の事務の執行が法令等に適合し、当該出資の目的に沿って行われているかという点に留意して監査を実施した。

### 第3 監査結果

各事務は、法令等に適合し、当該出資の目的に沿って適正に行われているとおおむね認められた。